



の還付金には、同日前の期間については、利子を附さないものとする。

2 千九百四十八年四月十六日の歐州經濟協力機構条約に附屬する第一補足議定書第十四条(b)の規定の協定に基づく適用は、經濟協力開発機構が日本国民に対して支払う給与及び手当に對して、日本国政府及び地方公共団体が日本国民の税法の規定に従つて課税することを妨げるものではない。

本使は、さらに、貴事務総長が前記の了解を機構に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴事務総長に向かつて敬意を表します。

一千九百六十七年三月十四日にパリで

日本政府代表 大使 森 治樹

(經濟協力開発機構事務総長  
ソーキル・クリステンセン殿)

書簡をもつて啓上いたします。本事務総長は、一千九百六十七年三月十四日付けの閣下の次の書簡を受領したことと確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された日本国における經濟協力開発機構の特権及び免除に関する日本国と經濟協力開発機構との間の協定(以下「協定」という。)に言及し、日本国政府と同機構との間に合意された次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 協定に引用されている一千九百四十八年四月十六日の歐州經濟協力機構条約に附屬する第一補足議定書第六条(a)の規定は、一千九百四十四年四月二十八日以後に生じた所得について適用される。その所得に關して協定の効力日前に納付された税額でこの規定に基づて過納となるものの還付金には、同日前の期間につ

いては、利子を附さないものとする。

2 千九百四十八年四月十六日の歐州經濟協力機構条約に附屬する第一補足議定書第十四条

(b)の規定の協定に基づく適用は、經濟協力開発機構が日本国民に対して支払う給与及び手当に對して、日本国政府及び地方公共団体が日本国民の税法の規定に従つて課税することを妨げるものではない。

本使は、さらに、貴事務総長が前記の了解を機構に代わつて確認することを要請する光榮を有します。

一千九百六十七年三月十四日

日本政府代表 大使 森 治樹

(經濟協力開発機構事務総長  
ソーキル・クリステンセン殿)

書簡をもつて啓上いたします。本事務総長は、一千九百六十七年三月十四日付けの閣下の次の書簡を受領したことと確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された日本国における經濟協力開発機構の特権及び免除に関する日本国と經濟協力開発機構との間の協定(以下「協定」という。)に言及し、日本国政府と同機構との間に合意された次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

アシア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアシア生産性機構との間の協定の締結について承認を求める件

アシア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアシア生産性機構との間の協定は、

アシア生産性機構規約第四十条の規定を想起して、日本國の領域におけるアシア生産性機構の特権が代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

日本國の領域におけるアシア生産性機構の特権を有していることを考慮して、

アシア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアシア生産性機構との間の協定を想起して、日本國の領域におけるアシア生産性機構の特権を有するため恒久的又は暫定的に占有する建物又は建物の一部をいう。

アシア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアシア生産性機構との間の協定の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

昭和四十二年六月十四日

衆議院議長 石井光次郎殿

この協定の適用上、

(a) 「機構」とは、アシア生産性機構をいう。

(b) 「本部の構内」とは、機構が公の目的にあてるため恒久的又は暫定的に占有する建物又は建物の一部をいう。

(c) 「加盟政府」とは、アシア生産性機構規約の当事者である政府をいう。

(d) 「機構が招集する会合」とは、機構が招集する理事会及び執行委員会の会合をいう。

(e) 「加盟政府の代表者」とは、(d)にいう会合に出席する代表団のすべての理事、理事代理及び顧問をい。

第二条 法人格

機構は、法人格を有し、次の能力を有する。

(a) 契約すること。

(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c) 訴えを提起すること。

第三条 機構の本部の構内

機構の本部の構内は、不可侵とする。日本国

の締結について承認を求める件

当局は、機構の事務局長又はその代理の者の同意

又は要請がある場合を除くほか、公務の遂行のため本部の構内に立ち入つてはならない。ただし、日本國の当局が防火上若しくは衛生上の管理に關係する事件が既に発生し若しくは発生しようとしている

ことを日本國の当局が信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、事務局長の同意があつたものとみなす。

第四条 財産、基金及び資産

わざ、その財産及び資産は、機構が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、裁判所の訴訟手続の免除を享有する。もつとも、免除の放棄は、判決の執行についての免除の放棄を妨げるものではない。

本使は、さらに、貴事務総長が前記の了解を機構に代わつて確認することを要請する光榮を有します。

本使は、さもなくば、貴事務総長が前記の了解を機構に代わつて確認することを要請する光榮を有します。

日本國の税法の規定に従つて課税することを妨げるものではない。

本使は、さもなくば、貴事務総長が前記の了解を機構に代わつて確認することを要請する光榮を有します。

		7 機構及びその資産、収入その他の財産は、なればならない。	
		(a) 事実上公益事業の使用料に過ぎない税を除くほか、すべての直接税を免除される。	
		(b) 機構が公用のために輸入し又は輸出する物品に關しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もつとも、この免除を受けた輸入した物品は、日本国政府と合意した条件によるのでなければ、日本国においては充却しないものと了解される。	
		(c) 機構が公用のために輸入し又は輸出する刊行物に關しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。	
		8 機構は、原則として、消費税並びに動産及び不動産の売却に対する租税でその価格の一部をなすものの免除を要求しない。もつとも、日本国政府は、機構が公用のために財産の重要な購入を行なう際に前記の租税を課し、又は課することができる場合には、可能な限りこれららの租税を免除するために適当な行政的措置をとるものとする。	
第五条 通信に関する便益		機構は、その公用通信に關して、日本国の領域において、かつ、日本国が当事国である国際条約、規則及び取極に抵触しない限り、郵便及び電気通信に対する優先権、料金及び課金について、日本国政府が他のいすれかの国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。	
第六条 加盟政府の代表者		1 機構が招集する会合における加盟政府の代表者は、機構が特権又は免除を放棄した特定の場合を除くほか、その任務の遂行中次の特権及び免除を享有する。	
(a) 身柄の逮捕又は抑留及び手荷物の押収の免除並びに、公的資格で行なつた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に關して、裁判所の訴訟手続を除くほか、そのために与えられた損害について第三者が提起する民事訴訟手続を除く。		2 特権及び免除は、加盟政府の代表者の公用通信に対する優先権、料金及び課金について、日本国政府が他のいすれかの国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。	
第七条 職員		3 なんらかの形式の課税上の取扱いが居住を条約する権利は、有しない。	
第八条 機構のための任務を行なう専門家		4 特権及び免除は、加盟政府の代表個人の一身上の便宜のために与えられるものではなく、機構に關連する任務を独立して遂行することを保障するために与えられるものである。したがつて、機構は、いすれかの代表者に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、その免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有す。	
(a) 現行犯の場合及び重大犯罪を犯した場合を除くほか、身柄の逮捕又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除並びに、公的任務の遂行中に行なった口頭又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除を除く。		(b) すべての書類及び文書の不可侵	
(b) 手荷物の通関に關して、他のいすれかの国際機関の加盟国に与えられる免		5 1から4までの規定は、日本国民及び日本に通常居住する代表者に對しては適用しない。	
(c) 自己及び配偶者に關して、出入国制限及び外国人登録の免除		6 機構の事務局長は、この条の規定の適用を受ける代表者の氏名及び地位をあらかじめ日本国政府に通告するものとする。	
(d) 通貨又は為替の制限に關して、他のいすれかの国際機関の加盟国に与えられる		7 機構及びその資産、収入その他の財産は、除及び便益を与えられる。	
(e) 手荷物の通関に關して、他のいすれかの国際機関の加盟国に与えられる免		8 機構の職員は、機構の事務局長が特権又は免除を放棄した特定の場合を除くほか、身柄の逮捕又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除を除くほか、身柄の逮捕又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除を除く。	
(f) 日本国で最初にその地位につく際に自己及び家族の使用のための家具及び日用品を無税で輸入する権利を有する。		9 1(b)から(f)まで及び2の規定は、日本国民及び日本に通常居住する職員に對しては適用しない。	
第九条 機構のための任務を行なう専門家		10 機構の事務局長は、この条の規定の適用を受ける職員の種類を定め、その種類に含まれる職員の氏名及び住所を、正当な手続により日本国政府に通告するものとする。	
(a) 現行犯の場合及び重大犯罪を犯した場合を除くほか、身柄の逮捕又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除並びに、公的任務の遂行中に行なった口頭又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除を除く。		11 機構の理事会がこれを放棄する権利及び義務を有する。	
(b) すべての書類及び文書の不可侵		12 1から11まで及び2の規定は、日本国民及び日本に通常居住する職員に對しては適用しない。	
(c) 配偶者及び扶養親族とともに、出入国制限、外国人登録及び国民的服役義務を免除される。		13 1(b)から(f)まで及び2の規定は、日本国民及び日本に通常居住する職員に對しては適用しない。	
(d) 為替の便益に關して、他のいすれかの国際機関の職員で同等の地位にあるものに与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。		14 1(b)から(f)まで及び2の規定は、日本国民及び日本に通常居住する職員に對しては適用しない。	
(e) 配偶者及び扶養親族とともに、国際的危機の場合における帰國の便益に關して、他のいすれかの国際機関の職員で同等の地位にあるものに与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。		15 1(b)から(f)まで及び2の規定は、日本国民及び日本に通常居住する職員に對しては適用しない。	
(f) 日本国で最初にその地位につく際に自己及び家族の使用のための家具及び日用品を無税で輸入する権利を有する。		16 1(b)から(f)まで及び2の規定は、日本国民及び日本に通常居住する職員に對しては適用しない。	
第十条 機構のための任務を行なう専門家		17 機構のための任務を行なう専門家(第七条に規定する職員を除く。)は、任務を効果的に、かつ、独立して遂行するためには、任務の遂行中に、次の特権及び免除を除くほか、身柄の逮捕又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除並びに、公的任務の遂行中に行なった口頭又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除を除く。	
(a) 現行犯の場合及び重大犯罪を犯した場合を除くほか、身柄の逮捕又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除並びに、公的任務の遂行中に行なった口頭又は書面による陳述及び手荷物の押収の免除を除く。		18 1(b)から(f)まで及び2の規定は、日本国民及び日本に通常居住する職員に對しては適用しない。	
(b) すべての書類及び文書の不可侵		19 1(b)から(f)まで及び2の規定は、日本国民及び日本に通常居住する職員に對しては適用しない。	







共済に係る再共済契約が成立したときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣に対し、当該再共済契約に關し必要な事項を通知しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は同項に規定する再共済契約がその効力を失つたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、これを農林大臣に通知しなければならない。

第一百四十七条の九 連合会は、農林省令で定めるところにより、漁業共済保險事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林大臣に通知しなければならない。

(免責事由)

第一百四十七条の十 次に掲げる場合には、政府は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

二 連合会が、法令又は連合会の共済規程に違反して再共済金を支払つたとき。

三 連合会が、正当な理由がないのに、保険料の支払を遅滞したとき。

四 連合会が、第一百四十七条の八又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(納付金)

第一百四十七条の十一 保険金の支払を受けた連合会は、当該支払を受けた保険金に係る保険区分に属する同一年度再共済契約につき第百四十六条の二又は第一百四十七条において準用する商法第六百六十二条の規定により取得した権利を行使し又は処分して得た金額から、その行使又は処分に要した費用を控除した残額に、当該支払を受けた保険金の金額の当該同一年度再共済契約につき支払った再共済金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく政府に

納付しなければならない。

(審査の申立て)

第一百四十七条の十二 連合会は、漁業共済保險事業に関する政府の処分につき不服があるときは、農林大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、農林大臣は、漁業共済保險審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の申立ては、時効の中斷に関しても、裁判上の請求とみなす。

(準用規定)

第一百四十七条の十三 政府の漁業共済保險事業については、第八十三条及び第九十六条の規定を準用する。

2 第百四十七条の十四 農林省に漁業共済保險審査会(以下「審査会」という。)を置く。

3 第百四十七条の十五 審査会は、農林大臣の任命する次の委員で組織する。

一 農林省の職員 三人

二 連合会の役員 三人

三 学識経験者 三人

4 会長は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

6 前各項に規定するものほか、審査会の組織

(役員の欠格条項)

第一百六十七条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

2 第百九十五条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「第一百四十四条第二号」の下に「若しくは第三号」を、「その營む漁業の規模」の下に「(その者が第百六条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の營む漁業の平均規模)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保險特別会計に繰り入れる。

2 第百九十六条第二項中「交付することができる」を「交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全額若しくは一部に充てて、漁船再保険及漁業共済保險特別会計の保険料収入に計上することができる」に改め、第六章中同条の次に次の一条を加える。

(漁業共済保險事業に關する事務費の繰入れ)

第一百九十六条の二 政府は、漁業共済保險事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保險特別会計に繰り入れるものとする。

附則

第一条 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。ただし、日次の改正規定中第六章に係る部分の規定、第一百九十五条及び第百九十六条第一項の改正規定、第百九十六条の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条から第六条までの規定及び附則第七条中農林省設置

法(昭和二十四年法律第百五十三号)第七十七条(役員の欠格条項)

第二条 改正後の漁業災害補償法(以下「新法」といふ。)第八十条第二項、第八十五条第一項、第九十一条第四項、第一百四条、第一百五条第一項第一号ロ、第一百八条第一項、第一百十条第三項及び一号ロ、第一百八条第一項、第一百十二条の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十三年一月一日以後の日である漁獲共済契約(以下「新法適用漁獲共済契約」といふ。)について適用し、その共済責任期間の開始日が昭和四十二年十二月三十一日以前の日である漁獲共済契約(以下「旧法適用漁獲共済契約」といふ。)については、なお適用漁獲共済契約(以下「新法適用養殖共済契約」といふ。)について適用し、その共済責任期間の開始日が昭和四十三年一月一日以後の日である漁獲共済契約(以下「旧法適用養殖共済契約」といふ。)について適用し、その共済責任期間の開始日が昭和四十二年十二月三十一日以前の例による。

2 新法第百十四条第二号及び第三号、第百十六条第一項、第百十八条第三項から第五項まで、第百十九条第二項、第百二十条第三項並びに第百二十四条の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十三年四月一日以後の日である養殖共済に係る共済契約(以下「新法適用養殖共済契約」といふ。)について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である養殖共済に係る共済契約(以下「旧法適用養殖共済契約」といふ。)については、なお旧法適用養殖共済契約に係る再共済契約(以下「新法適用養殖共済契約」といふ。)については、なお従前の例による。

3 新法第百四十条、第百四十二条、第百四十三条及び第百四十六条の二から第百四十七条の十三までの規定は、新法適用漁獲共済契約又は新法適用養殖共済契約に係る再共済契約及び保険契約について適用し、旧法適用漁獲共済契約又は旧法適用養殖共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

4 新法第百九十五条第一項第二号及び同条第二

項並びに第百九十六条第二項の規定は、新法適用漁獲共済契約又は新法適用養殖共済契約に基づき支払べき共済掛金に係る補助金について適用し、旧法適用漁獲共済契約又は旧法適用養殖共済契約に基づき支払るべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

(漁船再保険特別会計法の一部改正)

第三条 漁船再保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計法

第一条中「漁船損害補償法(以下法ト謂フ)ニ依ル漁船再保険事業」を「漁船損害補償法ニ依ル漁船再保険事業及漁業災害補償法ニ依ル漁業共

漁船再保険事業」に改める。

第二条中「普通保険勘定、特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁業共

漁船再保険勘定、漁業災害補償法ニ依ル漁業共

漁船再保険事業」に改める。

共済保険勘定」に改める。

第三条中「普通保険勘定」を「漁船普通保険勘定」に改める。

第三条中「普通保険ニ関スル再保険事業」を「漁船損害補償法ニ依ル普通保険ニ関スル再保険事

業」に、「法」を「同法」に改める。

第三条ノ二中「特殊保険勘定」を「漁船特殊保

険勘定」に、「特殊保険ニ関スル再保険事業」を

「漁船損害補償法ニ依ル特殊保険ニ関スル再保

険事業」に改める。

第三条ノ四第一項及び第二項中「普通保険勘

定又ハ特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業災害補償法ニ依ル特殊保

険勘定」に改め、同条ノ五とし、第二条ノ三中「法第二百四十一條第二項及第二百四十三條を「漁船損害補償法ニ依ル漁船再保険事業及漁業災害補償法ニ依ル漁船再保険事業」に改め、同条を第三条ノ四とし、第三条ノ二の次に

次の一条を加える。

第三条ノ三 漁業共済保険勘定ニ於テハ漁業災

害補償法ニ依ル漁業共済保険事業經營上ノ保

險料、同法第百九十五条第二項ノ規定ニ依ル

一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収

入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ

同事業經營上ノ保険金、同法第百九十六条第

二項ノ規定ニ依ル交付金、保険料ノ還付金、

借入金ノ償還金及其ノ利息、一時借入金ノ利

子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第四条第一項中「普通保険勘定又ハ特殊保

険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ特殊保険勘定」に改め、同条第二項中

「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ於テ」を「漁

船普通保険勘定又ハ漁船特殊保険勘定ニ於テ

ハ」に、「不足スル金額ヲ限度トス」を「不足スル

金額ヲ限度トシ漁業共済保険勘定ニ於テハ保険

料ヲ以テ保険金及保険料ノ還付金ヲ支弁スルニ

不足スル金額ヲ限度トス」に改める。

第六条第一項中「普通保険勘定又ハ特殊保険

勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険

勘定又ハ漁業共済保険勘定、漁船特殊保険勘定及漁業

共済保険勘定」に改める。

第七条中「普通保険勘定及特殊保険勘定」を

「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定及漁業

共済保険勘定」に改める。

第九条中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」を

「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁

業共済保険勘定」に改める。

附則第三項及び第四項中「給与保険勘定」を

「漁船乗組員給与保険勘定」に改める。

附則第五項中「第三条ノ三」を「第三条ノ四」

に、「法」を「漁船損害補償法」に改める。

附則第六項中「第三条ノ四」を「第三条ノ五」

に、「給与保険勘定」を「漁船乗組員給与保険勘定」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充

てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第二十九条及び第三十三条第二項中「漁船再

保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。

律第六十二号の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保

険及漁業共済保険特別会計」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第五条 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第百三十九条第二項、第一百四十条第二項、第一百四十二条第二項、第一百四十三条及び附則第三

項中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第六条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法

第十八条)により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。

八号)により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。

八号)により政府の行なう漁業共済保険

に改め、同条第二項中「漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保険

に関する事項を審査すること。

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五

十号)により政府の行なう漁業共済保険

に改め、同条第二項中「漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保険

に関する事項を審査すること。

漁業共済保険審査会

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五

十号)により政府の行なう漁業共済保険

に改め、同条第二項中「漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)により政府の行なう再保険

に関する事項を審査すること。

漁業協同組合併成法案

理由

最近における中小漁業者の漁業事情の推移並びに漁業共済団体の行なう漁業共済事業及び漁業共済の実施の状況にかんがみ、これらの事業の健全かつ円滑な運営を図るために、政府が漁獲共

及び養殖共済に係る再共済責任についての保険

の健全化を図るために、この法律案を提出する理由である。

法律第二百十二号の一部を次のように改正する。

漁業協同組合合併助成法  
(目的)

第一条 この法律は、適正な事業經營を行なうことができる漁業協同組合を広範に育成して漁業に関する協同組織の健全な發展に資するため、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の漁業協同組合の事業經營の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、漁業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

(合併及び事業經營計画の樹立)

第二条 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。)は、合併により、合併後の組合(合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をい。以下同じ。)を適正な事業經營を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業經營に関する計画(以下「合併及び事業經營計画」という。)をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適當であるかどうかにつき認定を求めることができる。

(合併及び事業經營計画の内容等)

第三条 合併及び事業經營計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 合併についての基本方針及び合併契約の基

本となるべき事項

二 合併後の組合の事業經營についての基本方針

三 合併後の組合が適正な事業經營を行なうことができるようにするため必要な施設の統合

四 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策

五 合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

2 前条の規定により合併及び事業經營計画をたてるには、各組合は、その組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、そ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

3 前条の規定による合併及び事業經營計画の提出は、昭和四十五年十二月三十一日までにするものとする。

(合併及び事業經營計画の適否の認定)

第四条 都道府県知事は、第一条の認定をする場合には、政令で定めるところにより、組合に関する場

し学識経験を有する者の意見をきかなければならぬ。

2 都道府県知事は、合併及び事業經營計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併及び事業經營計画が適當である旨の認定をするものとする。

一 合併後の組合に係る組合員の嘗む漁業の状況その他その組合の經營的基礎が、その地域の自然的、經濟的、社會的条件に照らし、適正な事業經營を行なうのに十分なものであると認められること。

二 合併後の組合の事業經營に関する計画が、その組合に係る前号の漁業の状況その他の經營条件からみて適當であり、かつ、その計画を確実に達成することができると認められること。

(助成措置)

第五条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一 前条第二項の規定によりその合併及び事業經營計画につき適當である旨の認定を受けた組合が、その合併及び事業經營計画に従い、

昭和四十六年三月三十一日までに合併をした場合において、その合併に係る合併後の組合が、その合併及び事業經營計画に従い、適正な整備に係る事項

2 合併後の組合の事業經營についての基本方針

3 合併後の組合が適正な事業經營を行なうことができるようにするため必要な施設の統合

4 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策

5 合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

費を都道府県が補助するときにおけるその補助に要する経費

一 都道府県が組合に対し合併及び事業經營計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費

(漁業権行使規則の変更又は廃止についての特例)

第六条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものをしている組合が、第四条第二項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業經營計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までに他の組合と合併した場合において、その合併に係る合併後の組合が当該共同漁業権の存続期間中において当該共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止をしようとするときは、同法第八条第五項において準用する同条第三項の規定による三分の二以上の者のうちには、当該変更又は廃止につき同項の規定による同意を求めるべき者で当該共同漁業権を有している当該組合(当該合併前の組合のうちに当該共同漁業権を共有していた二以上の組合が含まれていた場合には、これらの組合ごと)の当該合併の際ににおける組合員であつたものの三分の二以上が含まれていなければならない。

2 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)第十四条第一項の勧告による合併後の組合が、第四条第二項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業經營計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までにさらに他の組合と合併した場合において、その合併により当該勧告による合併後の組合が解散したときは、同法第十五条中「合併後存続する漁業協同組合又は合併によって成立した漁業協同組合」とあるのは、「合併後存続する漁業協同組合又は合併によつて成立した漁業協同組合(これら

理由

最近における漁業事情の推移及び漁業協同組合の現状にかんがみ、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の漁業協同組合の事業經營の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を講ずることにより、漁業協同組合の合併を促進して漁業に関する協同組織の健全な發展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

和四十二年法律第 号)第四条第二項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業經營計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までにした合併によつて解散した場合にあつては、その合併後存続する漁業協同組合又はその合併によつて成立した漁業協同組合」とする。

○ 議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長本名武君。

○ 議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長本名武君。

[報告書は本号末尾に掲載]

○ 本名武君 ただいま議題となりました二法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、内閣提出、漁業災害補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本制度は、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業經營の安定に資するため、漁業災害による損失を補てんする制度として昭和三十九年に制定されたものであります。当時、附則において、政府が検討措置すべき重要事項を明記して

いたのであります。

本案は、かかる事情にかんがみ、漁業共済團体の共済責任を國の保険事業として実施すること、



		といふ名称を用いてはならない。	
(民法の準用)			
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。			
第二章 役員等			
(役員)			
第九条 事業団に、役員として、理事長一人、副理長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。			
(役員の職務及び権限)			
第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。			
2 副理長は、事業団を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。			
3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理長が欠員のときはその職務を行なう。			
4 監事は、事業団の業務を監査する。			
(役員の任命)			
第十一條 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。			
2 副理長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。			
(役員の任期)			
第十二條 役員の任期は、四年とする。			
2 役員は、再任されることができる。			
(役員の解任)			
第十三條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。			
第十八條 事業団の職員は、理事長が任命する。			
(職員の任命)			
第十四条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。			
2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。			
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。			
二 職務上の義務違反があるとき。			
3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。			
(役員の兼職禁止)			
第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。			
(代表権の制限)			
第十六条 役員は、理事長又は副理長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。			
(評議員会)			
第十七条 事業団に、評議員会を置く。			
2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を審議する。			
(役員の任命)			
第十八条 事業団の職員は、理事長が任命する。			
(職員の任命)			
第十九条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。			
(業務の範囲)			
第二十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。			
一 都道府県(政令で指定する市を含む。)が行なう中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)第三条第一項各号に掲げる事業の実施に関し必要な協力を行ない、及び中小企業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化(以下単に「中小企業構造の高度化」という。)に関し必要な指導を行なうこと。			
二 次の事業を行なう都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行なうこと。			
3 中小企業者に對し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、及び設置するのに必要な資金の貸付けを行なうこと。			
4 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、及び設置してこれらを譲り渡すこと。			
(業務の委託)			
第二十一条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号イに掲げるものの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第二十二条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第二十三条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第二十四条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第二十五条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第二十六条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第二十七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第二十八条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第二十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十一条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十二条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十三条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十四条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十五条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十六条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十八条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第三十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十一条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十二条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十三条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十四条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十五条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十六条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十八条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第四十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第五十条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			
(業務の委託)			
第五十一条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に對し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるもの一部を委託することができる。			
2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方法令で定める金融機関は、他の法律			

の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は第二項の規定により業務の委託を受けた同項の政令で定める者の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### (業務方法書)

第二十二条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通産省令で定める。

#### (事業年度)

第二十三条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

#### (事業年度)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

#### (財務諸表)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。(利益及び損失の処理)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、損益計算に

おいて利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

#### (借入金及び中小企業振興債券)

第二十七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は中小企業振興債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、

その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (債務保証)

第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (償還計画)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する金融券の保有

二 銀行その他の通商産業大臣の指定する金融機関への預金若しくは金銭信託又は郵便貯金(給付及び退職手当の支給の基準)

第三十一条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十二条 この法律に規定するものほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

第三十三条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

#### (監督)

第三十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若し

るため必要があると認めるときは、事業団若し

#### 第七章 罰則

#### 第三十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(解散)

第三十六条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十七条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十条第二項、第二十二条第二項又は第二十六条通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

二 第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条第一項、第二十四条、第二十七条规定を定めようとするときは、三十一条の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第二十五条第一項又は第三十一条の承認を定めようとするとき。

四 第三十条第一号又は第二号の規定による指定期を定めようとするとき。

#### (他の法令の準用)

第三十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、事業団を

国の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。









たします。

午後二時五十分散会

会委員に鶴見君、太田十君、櫻内乾雄君及び杉野目晴貞君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

### 出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

### 出席政府委員

外務政務次官 田中 築一君  
農林政務次官 草野一郎平君

### ○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二十三日、本院は衆議院議員大野市郎君、同角屋堅次郎君、同坂村吉正君、参議院議員園田清充君、同高橋衛君及び同渡辺勘吉君が米倅審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る二十三日、本院は原子力委員会委員に武田榮一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十三日、本院は公正取引委員会委員に山田精一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十三日、本院は土地調整委員会委員に關道雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十三日、本院は日本銀行政策委員会委員に東畠四郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十三日、本院は運輸審議会委員に吾孫子豊君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、佐藤内閣總理大臣から石井議長宛、二十二日付をもつて内閣官房副長官木村俊夫は國務大臣に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

一、去る二十六日、佐藤内閣總理大臣から石井議長宛、二十三日付をもつて外務省經濟局事務代理須磨末千秋は同事務代理を、また二十五日付

(通知書受領)

一、去る二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

船舶整備公團法の一部を改正する法律

宮内庁法の一部を改正する法律

石炭鉱業再建整備臨時措置法

船舶整備公團法の一部を改正する法律

宮内庁法の一部を改正する法律

石炭鉱業再建整備臨時措置法

一、去る二十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付

（報告書受領）

一、去る二十四日、内閣から国際労働機関憲章第十九条の規定による次の報告書を受領した。

一千九百六十六年の国際労働機関第五十回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

き、税務署の設置に関する件を内閣に送付

（報告書受領）

一、去る二十四日、内閣から国際労働機関憲章第十九条の規定による次の報告書を受領した。

一千九百六十六年の国際労働機関第五十回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

き、税務署の設置に関する件を内閣に送付

（報告書受領）

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

（報告書受領）

一、去る二十四日、内閣から国際労働機関第五十回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

き、税務署の設置に関する件を内閣に送付

（報告書受領）

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

（報告書受領）

一、去る二十四日、内閣から次の通り変更した。

（議席変更）

一、昨二十六日、佐藤内閣總理大臣から石井議長宛、同日（特許庁長官）川出千速の第五十五回国

会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

（政府委員解任）

一、昨二十六日、佐藤内閣總理大臣から石井議長

宛、同日（特許庁長官）川出千速の第五十五回国

会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

（議席変更）

一、昨二十六日、衆議院規則第十四条但書によ

り、議長において議席を次の通り変更した。

（議席変更）

一、昨二十六日、衆議院規則第十四条但書によ

り、議長において議席を次の通り変更した。

（議席変更）

一、昨二十六日、佐藤内閣總理大臣から石井議長

宛、二十三日付をもつて内閣官房副長官木村

俊夫は國務大臣に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

内閣委員	赤城 宗徳君	稻葉 修君
木原 実君	山村 喜一君	鈴切 康雄君
大蔵省国際金融局長 柏木 雄介	内閣官房副長官 鵜見 清彦	外務委員
特許庁長官事務代理 佐々木 学	外務省經濟局長 村上信二郎君	法務委員
大蔵省国際金融局長 柏木 雄介	内閣官房副長官 鵜見 清彦	神近 市子君
大蔵省国際金融局長 柏木 雄介	内閣官房副長官 鵜見 清彦	中谷 鉄也君
大蔵委員	宇都宮徳馬君	
鯨岡 兵輔君	村山 喜一君	
鯨岡 兵輔君	廣沢 直樹君	
鯨岡 兵輔君	松田竹千代君	
鯨岡 兵輔君	宇都宮徳馬君	
鯨岡 兵輔君	木原 実君	
鯨岡 兵輔君	千葉 佳男君	
鯨岡 兵輔君	千葉 佳男君	
鯨岡 兵輔君	細谷 鉄也君	
鯨岡 兵輔君	小川新一郎君	
鯨岡 兵輔君	中谷 鉄也君	
鯨岡 兵輔君	治嘉君	
鯨岡 兵輔君	石田幸四郎君	
鯨岡 兵輔君	愛知 摶一君	
鯨岡 兵輔君	葉梨 信行君	
鯨岡 兵輔君	龟岡 高夫君	
社会労働委員	佐藤觀次郎君	
商工委員	神近 市子君	
運輸委員	千葉 佳男君	
通信委員	千葉 佳男君	
建設委員	木原 実君	
予算委員	大野 明君	
決算委員	栗山 秀君	
議院運営委員	久保田藤磨君	
常任委員補欠選任	四六一 四宮 久吉君	
常任委員補欠選任	四六二 田川 誠一君	
常任委員補欠選任	四六五 龍岡 高夫君	
常任委員補欠選任	四七三 福永 健司君	

（常任委員辞任）	一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
（常任委員辞任）	一、去る二十六日、石井議長は、佐藤内閣總理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。
（常任委員辞任）	一、昨二十六日、石井議長は、佐藤内閣總理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。
（常任委員辞任）	一、昨二十六日、石井議長は、佐藤内閣總理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。
（常任委員辞任）	一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。



官 報 (号 外)

## 船舶整備公団法の一部を改正する法律案 宮内庁法の一部を改正する法律案

石炭鉱業再建整備臨時措置法案  
、去る二十三日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

き、税務署の設置に關し承認を求めるの件

日本国における経済協力開発機構の特徴及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

## 一 本作の要旨及び目的

わが国は昭和二十九年四月二十八日に締結協定開発機構(以下「機構」という。)に加入したが、政府は、わが国における機構の特権及び免除に関する協定の締結について機構と交渉を行なつた結果、昭和四十二年三月十四日パリにおいて本協定に署名を行ない、本協定の規定の適用範囲に関する書簡の交換を行なつた。

加盟国の代表者が、我が国において、旧開港港  
済協力機構条約に附隨する第一補足議定書第一  
条から第十九条までに規定する特権及び免除を  
享有することを規定しており、また、交換公文  
は、機構の所得に対する課税の免除を我が国の  
機構への加入時にさかのぼつて認めること、及  
び我が国の国民に支払われる機構の給料等に対  
しては我が国の課税権を留保することとの了解を  
確認している。

なお、本協定は、わが国政府が受諾書を機構の事務総長に寄託した日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

一 本件の議決理由

わが国と機構との間の関係の緊密化をはかるため、本協定を締結することは妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年六月二十三日

外務委員長 福田 篤泰

衆議院議長 石井光次郎殿

院送付)に関する報告書

本件の要旨及び目的

アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

アジア生産性機構(以下「機構」という。)はアジア諸国における生産性の向上を目的として昭和三十六年に設立された国際機関で、わが国は設立当初よりこれに加盟しており、機構の本部はわが国に置かれている。政府は、わが国における機構の特権及び免除に関する協定の締結について機構と交渉を行つた結果、昭和四十二年四月五日に東京において本協定に署名を行なつた。

本協定は、わが国がその領域内において機構の法人格を認め、機構並びにその財産及び資産

に対して与えられる特権及び免除、機構に対する加盟政府の代表者、機構の職員及び機構のための専門家に対して与えられる特権及び免除等について規定している。

1  
政府の行なう保険事業は、漁業共済組合連合会が漁獲共済及び養殖共済についてその会員に対して負う再共済責任を保険する事業とする。

なお、本協定は、機構の事務局長がわが国政府の受諾書を受領した日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

わが国におけるアジア生産性機構の活動を円滑にするため、本協定を締結することは妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと識

決した次第である。  
右報告する。

衆議院議長 石井光次郎殿  
外務委員長 福田篤泰

# 漁業災害補償法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

本案は、漁業共済団体の行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、牧守が魚隻共済及び養殖共済に係る再

共済責任について保険事業を行なうことがで  
きるようにして、その保険の方式、経理の方法、  
事業実施期日を定めるとともに、共済事業に対  
する加入条件の緩和、共済団体の責任負担区分

の改正等諸規定を整備しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 政府の行なう保険事業は、漁業共済組合連合会が漁獲共済及び養殖共済についてその会員に対して負う再共済責任を保険する事業とする。

2 漁業者と共済組合との間で共済契約が成立した場合、保険区分ごとに、その共済契約に係る再共済責任を一体として、政府と連合会との間に、保険契約が成立する。

3 政府の支払保険金は、保険区分ごとに、連合会が支払うべき再共済金の合計額が一定額をこえる場合に、そのこえる金額に相当する金額を支払う。

4 農林省に、連合会の審査の申立て事項を処理する委員九人で組織する漁業共済保険審査会を置く。

5 区画漁業等の漁獲共済の被共済者の有資格者は、都道府県知事が当該中小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する中小漁業者の全員で団体を構成することができるようにする。

6 養殖業について、特定区画漁業権に基づく特定の養殖業を政令で区分することとし、この養殖業に係る養殖共済の被共済者たる有資格者は、次に掲げるものとする。

(一) 当該養殖業を営む組合員

(二) 組合員の直接の構成員で一定の水面において当該養殖業を営む中小漁業者の全員を構成員の全部とする団体

7 政令で定める養殖業に係る養殖水産動植物に係る支払共済金は、共済契約ごとに、共済事故による損害額の合計額が一定の金額をこ

える場合に支払うものとし、その金額は、当該損害額のうちそのこえる部分の金額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

8 連合会の漁獲共済及び養殖共済に係る再共済金額は、共済契約ごとに、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 共済金額のうち、共済組合と連合会とが責任分担をする部分の金額をこえる部分の金額

(2) 共済組合と連合会とが責任分担する部分の金額に百分の八十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

9 政府の漁業共済事業に関する經理は、「漁船再保險及漁業共済保險特別会計」において行なうこととし、同会計に「漁業共済保險勘定」を設ける。

10 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行することとし、漁獲共済にあつては昭和四十三年一月一日から、養殖共済にあつては同年四月一日から適用する。

二 議案の可決理由

本案は、漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図り、もつて中小漁業者の経営の安定に資するため、妥当なものと認め、これを可決すべき

ものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和四十二年度一般会計予算、農林省所管水産庁関係漁業災害補償制度実施に必要な経費として五億三千八百九十二万七千円（うち特別会計予算農林省所管漁船再保險及漁業共済保險特別会計中漁業共済保險勘定等へ繰入額八千百三十万八千円を含む。）が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年六月二十七日

農林水産委員長 本名 武

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

漁業災害補償法の一項を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本制度が真に中小漁業者の漁業経営の安定を図り、漁業生産力の発展に資するためさらには左記事項について、すみやかに検討を加え、これが実現を図るよう努めるべきである。

### 二 記

政府の漁業共済事業については、今回の改正による方式のほか異常災害、通常災害の区

分による保険制度についても検討を行ない、その検討の結果にもとづき適切な措置を講ずるとともに、漁員共済事業についてもすみやかに保険事業を実施すること。

二 本制度発足以来今日までの間に生じた漁業共済団体の赤字分（金利負担分を含む。）については、事業の円滑な運営に支障を生じないよう財政措置を講ずること。

三 政府の保険責任部分に係る漁業共済組合連合会の再共済金の支払いに必要な資金については、保険金の概算払制度を実施する等国において適切な措置を講ずること。

四 共済掛金率の改定にあたつては、漁民の経済負担力の弱少の実情にかんがみ、その引上率は最少限度にとどめるよう措置すること。

五 中小漁業者の加入を促進するため、補助限度率の引上および単独契約についても国の助成を行なう等適切な措置を講ずること。

六 政府の保険責任を連合会の手持掛金の一定率以上とする場合の一定率（一三〇%、一二〇%等）については、連合会の経営の安定を図る立場で慎重に措置すること。

七 共済組合と連合会の共済責任分担率は、今後の実施状況に応じ検討を加えること。

八 義務加入制度をすみやかに実施すること。

九 無事故継続加入者に対しては無事故戻制度又は掛金割引制度を採用する等優遇措置を講ずること。

十 漁業共済団体の事務、人件費及び宣伝啓蒙費等を増額するとともに、事務の近代化のため機動力の充実を図ること。

十一 可及的すみやかに、任意共済をこの法律に基づく事業とすること。

右決議する。

### 漁業協同組合併助成法案（内閣提出）に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における漁業事情の推移及び漁業協同組合の現状にかんがみ、適正な事業経営を行なうことができる漁業協同組合を育成するため、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を講ずることにより漁業協同組合の合併を促進して、漁業に関する協同組織の健全な発展を図ることとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 漁業協同組合（内水面組合を除く。）は、共同して合併及び合併後の組合の事業経営計画（以下「計画」という。）をたて、昭和四十五年

十二月三十一日までに都道府県知事の認定を求めることができるものとすること。

2 計画においては、合併についての基本方針、合併契約の基本事項、合併後の組合の事業經營等に関する事項を定めるものとすること。

3 都道府県知事は、計画が一定の要件をみたす場合には、学識経験者の意見をきいて、その計画が適当である旨の認定をするものとすること。

4 政府は、都道府県に対し、次に掲げる経費について助成することができるものとすること。

(1) 都道府県知事の認定を受けた計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までに合併をした場合に、施設の統合整備を図るため施設を改良する等に要する経費を都道府県が補助するときにおけるその経費

(2) 都道府県が組合に対し、計画の樹立及び実施について指導を行なうのに要する経費

5 漁業権を有している漁業協同組合の合併を円滑ならしめるため、合併後の組合の漁業権行使規則の変更又は廃止について特例を設けるものとすること。

なお、本案に関連して、租税特別措置法の

一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十四号）の規定に基づき、漁業協同組合の合併の場合における清算所得等について、税法上の優遇措置を講ずることとしている。

二 議案の可決理由

本案は、適正な事業經營を行なうことができるように漁業協同組合を育成して漁業に関する協同組織の健全な発展を図るために必要な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計予算（農林省所管水産庁）に、(項)水産庁のうち水産業協同組合の指導監督に必要な経費三百六十万円のなかに職員旅費等として四十四万五千円が、また、(項)水産業振興費のうち水産業協同組合の指導監督に必要な経費三千九百十三万六千円のなかに漁業協同組合合併推進費補助金一千七百五十五万六千円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

昭和四十二年六月二十七日

農林水産委員長 本名 武  
衆議院議長 石井光次郎殿

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業の構造改善、構造高度化を推進するための指導と資金助成を有機的かつ総合的に実施する専門の機関として、現行の中小企業高度化資金融通特別会計と日本中小企業指導センターとを統合、発展せしめた「中小企業振興事業団」を設立しようとするもので、その主な内容は次の通りである。

1 目的

中小企業振興事業団は、中小企業の経済的社会的存立基盤の変化に対処し、中小企業構造の高度化を促進するために必要な指導、資金の貸付け等の事業を総合的に実施することもに、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業をあわせて行なうことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。

2 定義

「中小企業者」とは、次に該当する者をいう。

(1) 工業、鉱業、運送業等の場合は、資本金五千万円以下の会社並びに従業員数三百人以下の会社及び個人

(2) 商業、サービス業の場合は、資本金一千円以下の会社並びに従業員数五十人以下の会社及び個人

(3) 特に政令で定める業種の場合は、政令による資本金限度以下の会社並びに政令による従業員数限度以下の会社及び個人

(4) 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合等）

合、商工組合連合会、協同組合（今国会で入る予定）

(5) 特別の法律により設立された組合、連合会の場合は、その直接、間接の構成員たる事業者の三分の二以上が(1)(2)(3)の一つに該当するもの（商店街振興組合、環境衛生同業組合等）

3 法人格、資本金等

事業団は本法に基づく法人とし、資本金は出資金百四億一千二百五十万円並びに中小企業高度化資金融通特別会計からの承継分（約百四十億円）と日本中小企業指導センターがらの承継分（五億九千万円）との合計額とし、政府が全額出資する。

事業団に理事長以下七名以内の役員を置

き、また、二十人以内で組織する評議員会を置く。

#### 4 業務

##### (1) 指導事業

事業団に共同事業、協業化事業等に關する専門のコンサルタントを配置し、都道府県が行なう團地診断等の実施についての協力及び中小企業者に対する指導等を行なう。

##### (2) 都道府県に対する融資事業

都道府県に対する融資事業は、その事業を行なうに必要な資金の貸付けを行なう。

##### (3) 培成研修事業等

都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて融資事業及び施設譲渡事業を行なう。

##### (4) 培成研修事業等

都道府県に對する融資事業は、その事業を行なう都道府県に對し、その事業を行なうに必要な資金の貸付けを行なう。

##### (5) 合併、共同出資の場合の特例

（1）中小企業者に對し、中小企業の高度化（工場団地、商業団地、共同施設、企業合併、店舗の共同化、商店街近代化、ボランティアチエーン方式の採用、織布業の構造改善事業）に寄与する事業を行なうために取得する土地、工場等の建物その他の施設について、その取得に必要な長期かつ低利の資金の貸付けを行なうこと。

##### (6) 監督等

事業団は通商産業大臣が監督するものとし、業務方法書の認可、予算、事業計画、資金計画の作成、中小企業振興債券の発行等について規定する。

#### 5 場）等の建物その他の施設を設置し、これらを譲り渡すこと。

##### (3) 中小企業者に対する融資事業等

都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて融資事業及び施設譲渡事業を行なう。

#### 6 施行期日等

(1) 本法は、公布の日から施行する。ただし、中小企業高度化資金融通特別会計の廃止等についての規定は、政令で定める日から施行する。

##### (2) 中小企業高度化資金融通特別会計及び日本中小企業指導センターは廃止、解散することとし、これらの権利及び義務は事業団が承継する。

##### (7) その他

##### 中小企業近代化資金等助成法から中小企業

##### 高度化資金の貸付事業及び中小企業共同工場

##### 貸付事業に關する規定を削除し、中小企業指

##### 導法から日本中小企業指導センターに關する規定を削除することとし、関連法律（税制関係等）の一部改正を行なう。

昭和四十二年六月二十七日

商工委員長 島村 一郎

衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

#### 中小企業振興事業団法案に対する附帯決議

本案は、中小企業の経済的・社会的存立基盤の変化に対処し、中小企業の振興に資するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

（2）中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業を行なうに必要な工場（小規模事業者に対する共同工

興事業団の人事費、管理諸費及び養成研修、調査研究等のために必要な経費として三億八千四百七十九万六千円、融資等の事業資金、借款敷金、本館建設資金等にあてられる出資金百十四億一千二百五十五万円がそれぞれ計上される。

そのほか、昭和四十二年度一般会計予算総則に中小企業振興事業団の債務についての政府保証限度額が、総額五十八億円と定められている。

百七十九万六千円、融資等の事業資金、借款敷金、本館建設資金等にあてられる出資金百十四億一千二百五十五万円がそれぞれ計上される。

興事業団の人事費、管理諸費及び養成研修、調査研究等のために必要な経費として三億八千四百七十九万六千円、融資等の事業資金、借款敷

#### 三 本案施行に要する經費

業団資金の効率的運用につき特に指導監督する  
とともに、都道府県の財政負担の軽減に努める  
こと。

三 中小企業者が集団化計画に参加する際の旧債  
の処理、跡地の処分等につき必要な助成を行な  
うよう配慮すること。

四 事業団の役員には有能な民間人を起用するよ  
う努める」と。

衆議院会議録第二十八号中正誤

ペシ	段	行	誤				
表裏	一	六	裁判所	裁判官	正		
表裏	三	七	赳夫	赳夫			
表裏	四	〇	理想を	理想的			
表裏	一	一	マダガルカス	マダガスカル			
表裏	三	五	委員長	委員会			
表裏	一	二	利用する	利用する			
表裏	一	末	公私	公私			
表裏	二	九	団体	の団体			
表裏	一	〇	査察	査察			
表裏	一	一	審査	審査			
表裏	三	三	小林武治	小林武			
表裏	三	五	九号	九号			
ペシ	段	行	誤	政策	正		
表裏	一	未	五	対策			
表裏	欄外			緊急質問			
表裏	二	三		抵抗			

衆議院会議録第二十九号中正誤

昭和四十二年六月二十七日 衆議院会議録第三十号

明治二十五年三月三十日  
三種郵便物認可

**定価 一部 二十五円**  
(ただし良質紙は三十円)  
**発行所**  
 東京都港区赤坂一丁目二番地  
**六 藏 省 印 刷 局**  
電話 東京 五八一四四二二(大代)